

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、組織・業務全般の見直し当初案を本年 8月 24日の調査研究部会、同月 27日の総会での御審議を経て同月 31日に総務省に提出いたしました。

この度、11月 26日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものは次のとおりです。

1 勧告の方向性の主なもの

① 研究課題・テーマの選定

労働災害の防止等の課題に的確に対応するため、実際の労働現場に研究者自らが積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞した上で、研究課題等の選定に的確に反映すべきと勧告されました

② 研究成果の評価

研究成果については、労働安全衛生関係法令等への反映度合い、労働災害の減少度合いなど具体的な数値で目標を示し、その達成度合いを厳格に評価すべきと勧告されました

③ プロジェクト研究への重点化

基礎的研究は必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化するとともに、プロジェクト研究の評価に当たっては、研究所の貢献度を明らかにし、厳格に評価すべきと勧告されました

④ 組織面の見直し

国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所との統合等に関しては、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で結論を得るべきと勧告されました